

私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金交付要綱

令和6年2月8日
5生私振第1523号
生活文化スポーツ局長決定

第1 補助目的

私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）は、「学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）交付要綱」（令和6年1月23日付文部科学大臣決定。）によるもののほか、この要綱の定めるところに基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定により、東京都内に所在する私立の幼稚園及び特別支援学校が実施する事業に対して、その経費の一部を東京都が予算の範囲内で補助することにより、性被害の未然防止と早期発見のための設備を整備することを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立幼稚園等における性被害防止に係る設備の整備事業とする。

第3 補助対象事業者

- 1 補助対象事業者は、私立の幼稚園（認定こども園を除く）及び特別支援学校を設置する者（以下「学校設置者」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - （1）暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - （2）法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、別表の内容によるものとする。

第5 補助金交付額

- 1 この補助金の交付額は、次により算出された額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

別表に定める補助基準額と補助対象経費として学校設置者が支出した額とを比較していずれか少ない額を選定し、補助率を乗じた額とする。
- 2 前項の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

第6 補助条件等

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、その交付は、別記補助条件を付して行うものとする。

第7 交付申請

この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別紙第1号様式に関係書類を添えて、学校設置者が東京都知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

第8 交付決定

知事は、交付申請のあった事業について適当と認める場合は、第6の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによる。

第10 その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を別に定めることができる。

附 則（5生私振第1523号）

この要綱は、令和6年2月8日から施行し、令和5年11月29日から適用する。

別 表

補助対象経費	補助基準（上限）額	補助率
私立幼稚園等における性被害防止に係る事業 私立の幼稚園及び特別支援学校における子供の性被害防止対策に資する設備等（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等）を導入するために必要な経費	1施設当たり 100千円	補助対象経費の1/2

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

学校設置者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、「補助金等に係る予算の執行と適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等並びに同14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める期間とする。
- (2) 学校設置者は、(1)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることができる。

4 財産の管理

学校設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

5 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の3月31日までに完了しなければならない。

6 事故報告等

学校設置者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、学校設置者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

8 補助事業の遂行命令等

- (1) 6及び7の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、学校設置者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- (2) (1)の規定による命令に違反したときは、知事は、学校法人に対し、補助事業の一部停止を

命ずることがある。

9 実績報告

学校設置者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、別紙第2号様式に関係書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

知事は、9の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、学校設置者に通知する。

11 是正のための措置

- (1) 知事は、10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、学校設置者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採ることを命ずることができる。
- (2) 9の規定は、(1)の前項の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

12 決定の取消し

- (1) 学校設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) (1)の規定は、10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

13 補助金の返還

- (1) 1又は12の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

14 違約加算金

12(1)アからウまでの規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、学校設置者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

15 延滞金

学校設置者が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセ

ントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 他の補助金等の一時停止

学校設置者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、ほかの同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

17 調書の作成、保管

学校設置者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

18 補助事業の遂行

学校設置者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

19 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別紙第3号様式の消費税等仕入控除税額確定報告書を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。